

エコ通勤環境配慮計画に関する事項

新規  変更

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	熊本県熊本市中央区練兵町1番地
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	株式会社肥後銀行 代表取締役 笠原慶久
事業概要	銀行業
配慮計画期間	2019年度～2021年度

事業所名	株式会社 肥後銀行 事務センター		
所在地	熊本県熊本市西区二本木5丁目1番8号		
事業所周辺の公共交通機関の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市電「田崎橋」電停まで徒歩5分</li> <li>・「熊本駅」電停まで徒歩15分</li> </ul>		
マイカー通勤の状況	常時使用する従業員の数 A	148人	割合
	通勤距離が5km未満の従業員の数 B	43人	$\frac{B}{A} \times 100$ 29.1%
	通勤距離が5km未満の従業員のうちマイカー通勤する従業員の数 C	8人	$\frac{C}{B} \times 100$ 18.6%
温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施しようとする措置の内容	事業所のエコ通勤の取組方針	具体的な取組の内容	
	<input checked="" type="checkbox"/> ノーマイカー通勤  <input checked="" type="checkbox"/> マイカー通勤を前提とした燃料の使用抑制(エコドライブの促進等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーマイカー通勤デー設定(毎月第3水曜日)</li> <li>・従業員への情報提供(行内HP活用等)</li> <li>・従業員への呼びかけ(館内放送)</li> <li>・従業員への情報提供(行内HP活用等)</li> </ul>	
特記事項			

- 備考 1 のある欄には、該当する□内に「レ印」を記入してください。
- 2 「配慮計画期間」は、提出する日の属する年度以降3か年度としてください。
- 3 「事業所周辺の公共交通機関の状況」欄には、事業所の最寄りの駅及びバス停留所並びに当該駅及び停留所から事業所までの距離及び所要時間等を記入してください。
- 4 「マイカー通勤」とは、熊本県地球温暖化の防止に関する条例第29条第1項に規定する「従業員の自家用自動車による通勤」をいいます。
- 5 「マイカー通勤の状況」は、4月1日現在の状況について記入してください。
- 6 「マイカー通勤する従業員」には、育児、介護等のためマイカー通勤が必要な者を含みません。
- 7 事業所のエコ通勤の取組方針を「ノーマイカー通勤」、「マイカー通勤を前提とした燃料の使用抑制(エコドライブの促進等)」の双方又は一方から選択し、具体的な取組の内容を記入してください。
- 8 「特記事項」欄には、マイカー通勤者の総数や排出抑制のために実施しようとする措置に係る目標(数値目標等)等があれば、記入してください。